

保険金・給付金

ご請求についてのガイドブック

保険金・給付金のご請求の流れやお支払いできない場合など
お客様に知っていただきたいことをまとめています。ぜひご一読ください。

平成 28 年 1 月作成

この冊子は、弊社の生命保険に加入されているお客様が、保険金・給付金のご請求・お受取りにあたって、知っておいていただきたい基本的なことをまとめたものです。

お客様に万一のことがあったときやご入院等をされたときに、ご請求の手引きとしてお役に立てればと思っております。

ただし、あくまでも基本的なことをまとめたものでございますので、この冊子をご覧になり、ご質問やご不明な点がございましたら、お気軽にコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。

目次

I

保険金・給付金のご請求にあたり P2

ご請求手続きからお支払いまでの流れ……………	P2
もれなくご請求いただくために……………	P3・P4
ご請求書類をご準備いただく前に……………	P5
ご請求・お問い合わせが困難な場合……………	P6
保険金・給付金をお支払いできない場合……………	P7・P8

II

主な給付内容について P9

入院給付金について……………	P9・P10
手術給付金について……………	P11・P12
高度障害保険金(給付金)について……………	P13
障害給付金について……………	P13
保険料払込免除について……………	P14
介護一時金について……………	P14
先進医療給付金について……………	P15
特定のご病気になられた場合について……………	P15
通院給付金について……………	P16
特定損傷給付金について……………	P17
特定在宅治療支援給付金について……………	P17
ガン緩和療養給付金について……………	P17

III

保険金・給付金のご請求についてよくあるご質問 P18

Q&A……………	P18
----------	-----

ご請求手続きからお支払いまでの流れ

■ お客様にさせていただくこと



① 入院・手術のご予定が決まりましたら コールセンターまたは営業担当者まで ご連絡ください。

※お手元に保険証券、ご契約のしおり・約款をご用意ください。
お支払いの対象になるか等、ご不明な点がある場合は
お問い合わせください。

■ マニライフ生命保険株式会社が 行うこと



② ご連絡受付。

※お客様からのご連絡時に加入しておられるご契約の
保障内容を確認し、お支払いの可能性のあるすべて
のご契約をご案内いたします。

手続き書類 到着

※医師による診断書、その他必要な書類をご用意ください。

③ 必要な書類をご用意の上、 弊社までご返送いただくか、もしくは 営業担当者へお渡しください。

※ご請求の内容により必要な書類が異なります。
診断書のほか、戸籍抄本、住民票等をご提出いただく
場合もございます。

手続き書類 お届け・発送

※お手続きに必要な書類等をお届け、もしくはお送りいた
します。

④ 書類を確認し、 給付金等のお支払い可否について 判断いたします。

※必要に応じて事実の確認をさせていただく場合が
ございます。
※お支払いの決定までに必ず複数の担当者が確認いた
します。

お支払いのご案内 到着

▶ 口座へのご入金

⑤ 給付金等の支払内容をご確認ください。

※支払い明細書をご確認ください。
口座へのご入金日と支払い明細書の到着日が前後
することがございます。

給付金等お支払い/ 支払い明細書発送(お支払いのご案内)

ご請求のご連絡がなくても、ご提出いただいた書類の
内容に応じて次回分の請求書類をご案内しています。

ご注意

- ①ご入院の原因(疾病と災害のどちらの原因なのか)や、ご請求いただく内容(入院・手術・通院等)によって、ご請求の際に必要な書類が異なります。ご連絡をいただく際には、何が原因で、何を請求されるのかを、コールセンターまたは営業担当者に詳しくお伝えください。
- ②ご請求をいただき、診断書等を拝見させていただいた結果、被保険者様や医療機関等に事実確認をさせていただく場合がございます。その場合は、お支払いの可否決定までに1ヶ月程度のお時間をいただくこととなりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。
- ③ご請求をいただき、弊社で査定させていただいた結果、ご請求の一部または全部をお支払いできないケースもございます。お客様のご契約内容やご請求内容などにより、お支払いできない理由は様々ありますが、その場合は、お支払いできない理由を記載しました文書をお送りいたしますので、文書にてご確認ください。

お問い合わせ先

マニライフ生命コールセンター

TEL.0120-063-730

受付時間

月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日を除く。)

もれなくご請求いただくために



ご請求もれとなっている保険金・給付金はありませんか？

以下に記載の項目をご確認いただき、請求もれないようご注意ください。

1 複数のご契約に加入されていませんか？

Q ご請求いただく保険以外に、他の保険の被保険者(保障の対象となる方)となっておりますでしょうか？

A 被保険者となっておりますすべてのご契約がご請求の対象となる可能性があります。ご本人以外の方がご契約者でもそのご契約の被保険者となられている場合があります。

Q ご家族の方も保障する保険に加入されていませんか？

A 家族型や複数被保険者タイプの保険の場合、主たる被保険者となっております方のほかにご家族の方も保障の対象となる保険があります。その場合は、そのご契約もご請求の対象となる可能性があります。

2 お亡くなりになる前に入院をされたり、手術を受けられたりしていませんか？

Q 被保険者様がお亡くなりになられた場合、ご請求されていないご入院や手術はありませんか？

A ご契約に入院や手術を保障する特約が付加されている場合は、その入院や手術もご請求の対象となる可能性があります。

3 入院中のご請求ではないですか？

Q ご請求後、引き続き入院された期間や、退院を条件に給付される特約のご請求をわすれていませんか？

A 入院中のご請求の場合、退院日までのお支払いの対象となる可能性があります。また、退院を条件に給付される特約に加入されている場合は、退院時に所定の給付金のご請求の対象となります。

4 病気やけがで障害が残ったり、身体障害の状態になっていませんか？

Q 疾病や不慮の事故によって所定の高度障害状態になられたり、不慮の事故によって所定の身体障害状態になっていませんか？

A 両眼の視力喪失・両腕や両足の切断・喉頭全摘出を行われた場合などは、高度障害保険金(給付金)や保険料払込免除の対象となる可能性があります。詳しくは13、14ページをご参照ください。

5 傷害特約を付加されていませんか？

Q 不慮の事故が原因でけがをされた際に、何らかの障害状態になっていませんか？

A 不慮の事故が原因で所定の障害状態になり、その障害状態の回復の見込みがない場合、障害給付金のご請求の対象となる可能性があります。詳しくは13ページをご参照ください。

6 特定損傷特約を付加されていませんか？

Q 不慮の事故が原因でけがをされた際に、骨折・関節脱臼・腱の断裂はありませんでしたか？

A 不慮の事故が原因で骨折・関節脱臼・腱の断裂をされ治療を受けた場合、特定損傷給付金のご請求の対象となる可能性があります。詳しくは17ページをご参照ください。

7 通院に関する特約を付加されていませんか？

Q 病気やけがで通院されませんでしたか？

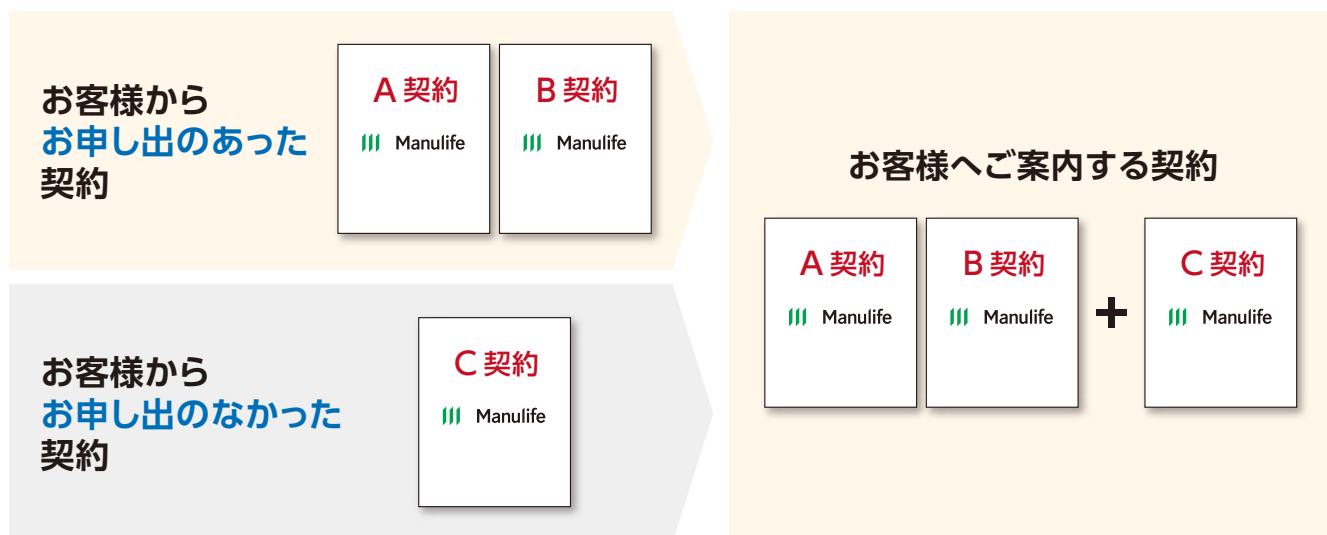
A 疾病や不慮の事故を原因として通院された場合、通院給付金やガン通院給付金、災害通院給付金のお支払対象となる可能性があります。詳しくは16ページをご参照ください。

その他、様々な保障がございます。保障内容は保険証券にてご確認ください。
詳しくはコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。



ご請求のご連絡をいただいたとき

マニライフ生命では、お客様よりお申し出いただいた証券番号をもとに、ほかにご請求いただける契約がないかどうか、確認するよう努めております。



請求書類をお預かりしたとき

マニライフ生命では、お客様よりお預かりした入院証明書等の記載内容から、ほかにご請求いただける保障がないかどうか、確認するよう努めております。

お客様よりお預かりした入院証明書等の記載内容から、**今回ご請求いただいた保障以外にご請求いただける可能性のある保障が付いております場合**、別途ご請求いただくようご案内しております。

お客様よりお預かりした入院証明書等の記載内容から、**引き続きご請求いただける保障があると認められます場合は**、引き続きご請求いただきますよう必要な書類をご案内しております。

例 入院証明書上に、過去の入院や手術の履歴の記載がある場合

例 交通事故による入院のご請求時、事故によって両眼の視力を失われたとの記載があり、高度障害保険金(給付金)のお支払いの対象となる可能性のある場合

例 入院給付金を入院中にご請求されており、引き続き入院されている場合

例 ご入院の予定がある場合

例 退院後に通院されている場合(通院特約が付加されている場合)

ご請求書類をご準備いただく前に

給付金のご請求のお手続きには、医療機関・医師により証明された所定の診断書のご提出が必要ですが、**一定の条件を満たす場合は**、診断書に代えて「状況報告書」（お客様ご自身でご記入いただく所定の用紙）と「医療機関発行の領収証コピー等」でご請求いただくことができます。

取扱詳細についてはコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。

■ 「医療機関発行の領収証」とは…

① 領 収 証（入院の場合の例） **②**

患者番号 12345	氏 名 田中 花子	請求期間（入院の場合） 平成26年2月3日 から 平成26年2月15日					
受診科 内科	入・外 入院	領収書No. 〇〇〇〇	発行日 平成26年2月15日	費用区分	負担割合 3割	本・家 本	区 分
保 険	初・再診料 点	入院料等 1,830点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 260点	画像診断 点	投 薬 点
	注 射 300点	リハビリテーション 点	精神科専門療法 点	処 置 点	手 術 8,700点	麻 酔 点	放射線治療 点
	病理診断 1,000点	診療群分類(DPC) 点	食事療養 640円	生活療養 円			
保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他			保 険 120,900円	保険(食事・生活) 640円	保険外負担 0円
	(内訳).....(内訳).....				合 計		
					負 担 額	36,270円	640円
					領収額合計		36,910円

東京都新宿区〇〇 〇-〇-〇
④ 〇〇病院

領収印

※上記は見本であり、表示方法や表示内容の詳細は各医療機関により異なります。

- ① 患者氏名が記載されています
- ② 入院期間が記載されています
- ③ 入院料等の算定点数が記載されています
- ④ 医療機関名が記載されています

給付金のご請求のお手続きに際しては、退院時に医療機関が発行する傷病名や入院期間などが記載された「退院証明書」「診療報酬明細書」につきましても、「領収証」と同等のものとしてお取扱い可能です。

ご請求・お問い合わせが困難な場合

指定代理請求特約について

特別な事情により被保険者様が保険金等をご自身で請求できない場合、あらかじめ指定された「**指定代理請求人**」が、被保険者様に代わって請求できる特約です。

被保険者様が保険金等を請求できない特別な事情とは、次の場合をいいます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
- 傷病名の告知を受けていない場合
- その他、上記に準じた状態の場合

指定代理請求人について

指定代理請求人は、被保険者様の同意を得て契約者様にあらかじめ指定いただいた方1名とし、保険金等の請求時において次のいずれかに該当することが必要となります。

- 被保険者様の戸籍上の配偶者
- 被保険者様の直系血族
- 被保険者様と同居し、または被保険者様と生計を一にしている被保険者様の3親等内の親族

ご注意事項

- 指定代理請求人からの請求により保険金等をお支払いした場合、その後に被保険者様からご請求を受けても弊社は重複して保険金等のお支払いはいたしません。
- 契約者が法人の場合は、指定代理請求特約をご利用いただけません。

指定照会代理人登録制度について

70歳以上^(※注)のお客様が給付金等をご請求いただくにあたり、あらかじめ指定・登録された「**指定照会代理人**」が、受取人様に代わって各種お問い合わせをしていただける制度です。通常、給付金のお支払歴等は、受取人様以外の方からお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

(※注) 本年中に70歳を迎える方を含みます。

指定照会代理人のご登録について

受取人様の3親等内の親族の方をご登録いただくことができます。 ※複数名のご登録はできません。

例 お子様、あるいはその配偶者、成人されているお孫様等

指定照会代理人登録制度のご利用にあたって

- 指定照会代理人は、給付金等の請求に関連するものに限定し、受取人様と同等の各種お問い合わせができます。
- 指定照会代理人は、受取人様に代わって給付金等の請求に関連する各種お問い合わせができますが、請求手続きを代わりに行うことはできません。
- 指定照会代理人によって受取人様の個人情報漏えいし、受取人様に損害等が生じた場合であっても、弊社はその責任を負いません。

上記サービスは、特約の付加、制度のご利用登録が必要となりますので、詳しくはコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。

マニュアルライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間

月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月31日～1月3日を除く。)

保険金・給付金をお支払いできない場合

以下は保険金・給付金などをお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として記載しております。

ご契約の内容や加入時期により取扱いが異なる場合がありますので、詳細は約款をご参照ください。

支払事由に該当しない場合

保険金・給付金は約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

約款に定める支払事由はご契約内容により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

以下は支払事由に該当しない一例です。

例1 責任開始日より前に発生した疾病や不慮の事故を原因として、入院や手術を受けられた場合

例2 入院日数が約款に定める所定の日数に満たない場合

例3 美容整形を目的とした入院、治療を伴わない人間ドック検査のための入院、正常分娩のための入院の場合

例4 約款所定の要件に当てはまらない手術の場合

など

免責事由に該当する場合

保険金・給付金の支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合は保険金・給付金をお支払いできません。

約款に定める免責事由はご契約内容により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

以下は免責事由に該当する一例です。

例1 責任開始日から所定の期間内の自殺の場合

例2 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故を原因として、入院や手術を受けられた場合

例3 被保険者の精神障害や泥酔の状態を原因として事故を起こし、入院や手術を受けられた場合

など



ガン責任開始日前にガンと診断確定されていた場合

約款に定める悪性新生物(ガン)を保障の対象とする契約または特約で、被保険者がガン責任開始日前にガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたか、知っていなかったかにかかわらず、当該契約または特約は無効となります。

※ガン責任開始日とは、契約または特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。

告知義務違反があった場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合は、ご契約または特約が告知義務違反により解除となり、保険金や給付金などのお支払いができないことがあります。

重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による取消・無効の場合

「保険金や給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由で保険契約が解除となった場合、また、保険契約の締結または復活に際し、詐欺行為・保険金の不法取得目的の行為がありご契約が取消・無効となった場合には、保険金・給付金等はお支払いできません。

入院給付金について

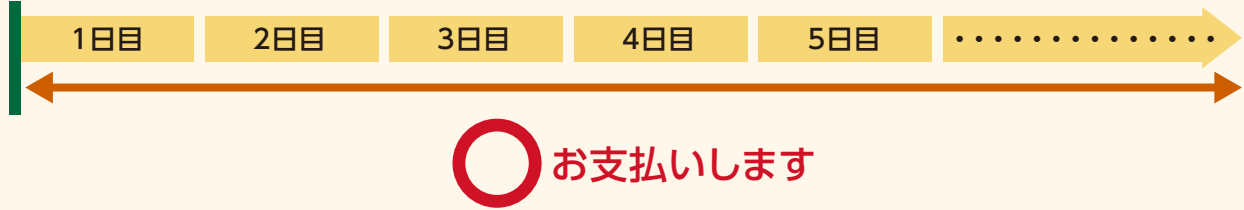
■ 入院を保障する主契約・特約にご加入の場合

入院日数の要件

ご加入の契約・特約により入院日数の要件が異なります。

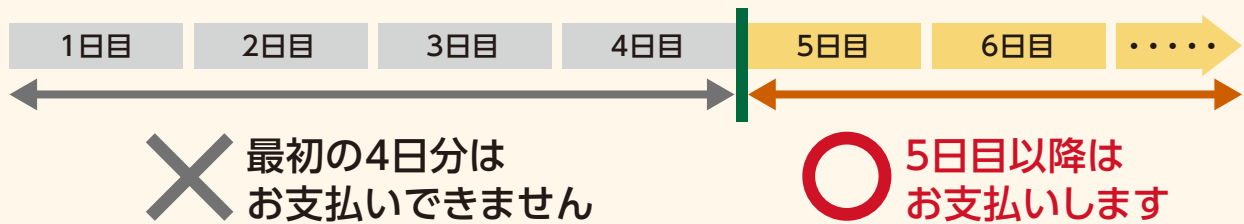
1日目からお支払いする契約・特約の場合

- 1日以上入院で、1日目からお支払いします。



5日目からお支払いする契約・特約の場合

- 継続して5日以上入院について、入院5日目以降をお支払いします。



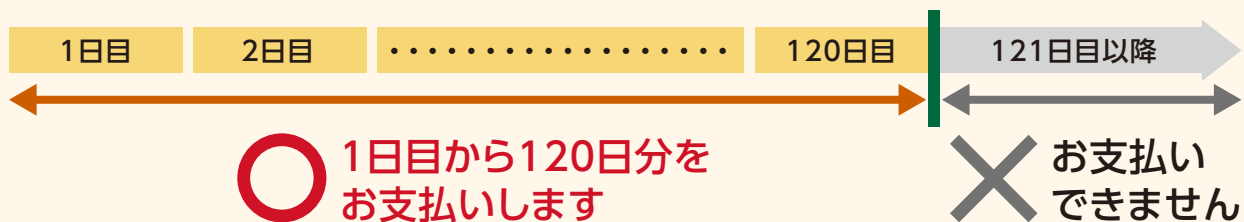
※その他、2日以上継続入院で1日目からのお支払い、8日以上継続入院で1日目からのお支払い、20日以上継続入院で1日目からのお支払いなどの契約・特約があります。また入院原因が災害と疾病の場合で日数条件が異なることがあります。詳細は約款をご参照ください。

支払日数の限度

1回の入院に対する支払限度日数が決まっています。

支払限度日数120日型(1日目からお支払いする契約・特約)で、180日間ご入院された場合

- 1日目から120日分をお支払いし、残りの60日分はお支払い対象外となります。



※その他、支払限度日数30日型、45日型、60日型、360日型、1000日型、無制限型(ガン入院)などがあります。

※ご入院の原因となった疾病によっては、疾病入院給付金の1回の入院に対する支払限度日数が延長もしくは無制限となるタイプの契約・特約があります。対象となる疾病はご加入の契約・特約により異なりますので、詳細は約款をご参照ください。

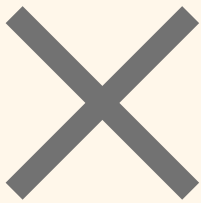


複数回の入院

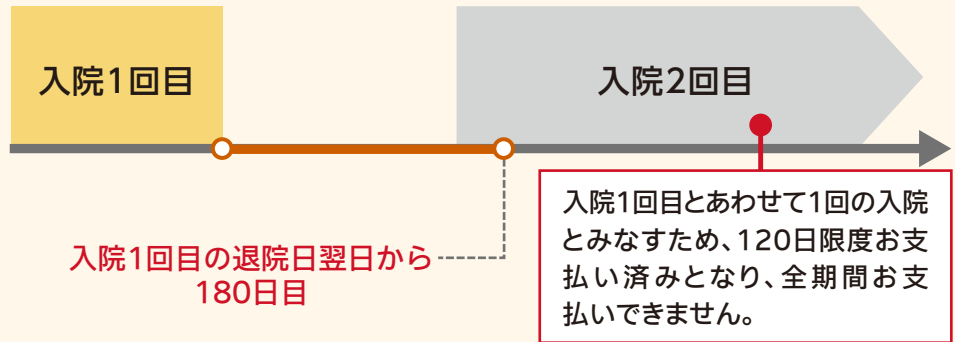
入院の原因や、入院と入院の間の期間により取扱いが異なります。

支払限度日数120日型で複数回ご入院された場合

病気により120日以上入院後、退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で再入院した場合。



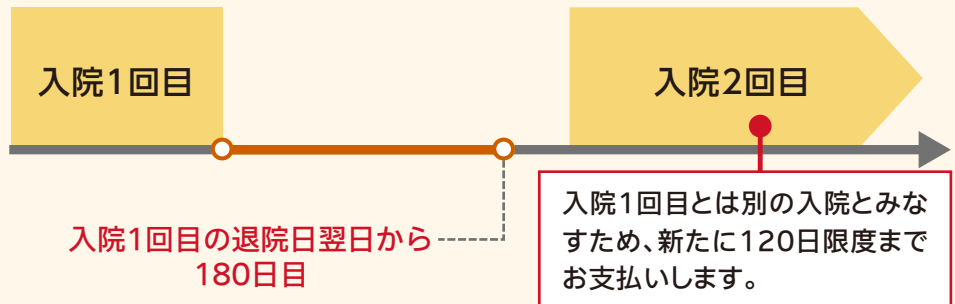
お支払い
できません



病気により120日以上入院後、退院日の翌日から数えて180日経過した後に、同じ病気で再入院した場合。



お支払い
します



疾病入院給付金

支払事由に該当する入院を2回以上された場合で、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

災害入院給付金

支払事由に該当する入院を2回以上された場合で、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。ただし、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。

手術給付金について (放射線治療給付金を含みます)

■ 手術を保障する主契約・特約にご加入の場合

① お支払いの対象となる手術を約款で定めているタイプ

お支払いの対象となる手術をあらかじめ約款で定めています。
詳細は約款をご参照ください。

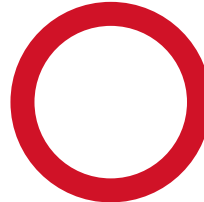
扁桃炎のため扁桃を切除する手術
(扁桃腺摘出術)を受けられた場合



お支払い
できません

扁桃腺摘出術は約款に定める「対象となる手術」に該当する手術ではないため、お支払いできません。

虫垂炎と診断され、虫垂を切除する手術
(虫垂切除術)を受けられた場合



お支払い
します

虫垂切除術は約款に定める「対象となる手術」に該当する手術のため、お支払いいたします。

お支払いの対象となる手術の一例

- 胃切除術
- 新生物に対する放射線治療
(所定の放射線量を満たすもの)
- 椎間板ヘルニア切除術
- 人工肛門造設術
- 胸腔ドレナージ
- 白内障手術
- 帝王切開術
- 痔核根治術
- 大腸ポリープ切除術
- 子宮筋腫摘出術
- 子宮全摘術
- など
- 網膜光凝固術

ご契約の時期や種類によっては、お支払いの対象となる手術の定義が異なります。
したがって、上記の手術でもお支払いの対象とならない場合があります。

※お支払いできる手術の中でも、60日に1回を限度とするものがあります。
(公的医療保険制度連動タイプとは定義が異なります。)

お支払いできない手術の一例

- 扁桃腺摘出術
- 乳腺腫瘍摘出術(良性の場合)
- 手指・足指の骨・関節観血手術もしくは手指・足指の筋・腱・靭帯観血手術
- 骨折・脱臼等の非観血的手術
(徒手整復術)
- 手指・足指の切断術
- 軟部腫瘍摘出術(良性の場合)
- 子宮頸管ポリープ切除術
- 植皮術
(植皮面積が25cm²未満の場合)
- 肛門周囲膿瘍切開術
- 子宮頸管ポリープ切除術
- など

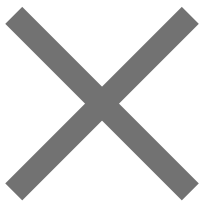
※例示している手術は一例です。上記以外にもお支払い対象となる手術とならない手術があり、タイプやご契約により異なります。手術を受けられた場合は、いずれかのタイプのお支払いの対象となる可能性がございますので、医師に正式手術名・術式・部位や傷病名を確認されたうえで、コールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。



②お支払いの対象となる手術が公的医療保険制度と連動するタイプ

疾病、不慮の事故または不慮の事故以外による外因により公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^(注1)に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を、治療を目的として病院または診療所において受けられた場合お支払いいたします。

近視の矯正のための手術(レーシック手術)を受けられた場合

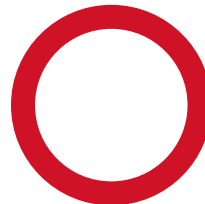


お支払い
できません

レーシック手術は医科診療報酬点数表において手術料の算定される手術^{*}ではないため、お支払いできません。

^{*}平成27年12月時点(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

急性中耳炎により、排膿のため耳の鼓膜を切開する手術(鼓膜切開術)を受けられた場合



お支払い
します

鼓膜切開術は医科診療報酬点数表において手術料の算定される手術のため、お支払いできます。

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^(注1)に手術料の算定対象として列挙されている手術でも、約款の規定によりお支払いの対象とならない手術もございます。詳細は約款をご参照ください。

(注1) 歯科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

※①のタイプ、②のタイプのほか、①・②いずれもお支払いするタイプのご契約があります。
※同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、いずれか1つの種類についてのみお支払いいたします。

高度障害保険金(給付金)について

被保険者様が責任開始期以後に発生した疾病または不慮の事故により約款に定める高度障害の状態になり、回復の見込みがないことを医師が診断確定した場合、高度障害保険金(給付金)のお支払いの対象となる可能性があります。

詳しくは、コールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。

例1 脳卒中等の疾病または不慮の事故により終身常に介護を要する状態(寝たきり状態)となり、回復の見込みがない場合

例2 糖尿病等を原因とする疾病または不慮の事故により両眼の視力を喪失し、回復の見込みがない場合

例3 糖尿病等を原因とする疾病または不慮の事故により両足を切断した場合

例4 喉頭ガン等の疾病により喉頭を全摘出した場合

など

■約款に定める高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

障害給付金について

■身体障害状態を保障する主契約・特約にご加入の場合

被保険者様が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に約款に定める身体障害の状態になり、回復の見込みがないことを医師が診断確定した場合、障害給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

※身体障害の状態に応じて給付金額は異なります。

例1 機械に挟まり、左手の親指とひとさし指を根元から失った場合

例2 ドアに挟まり、右手ひとさし指の第一関節から末端を失った場合

例3 転倒し、右股関節に対して人工関節手術を受けた場合

例4 交通事故により、右肩と右肘の自動域が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合

など

保険料払込免除について

被保険者様が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に約款に定める身体障害の状態になり、回復の見込みがないことを医師が診断確定した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となる可能性があります。

例1 自転車運転中の事故により、右眼の視力を永久に失った場合

例2 機械に挟まり、両手の指10本を失った場合

例3 交通事故により、左膝から下の脚を失った場合

など

■約款に定める身体障害の状態

- 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 10手指の用を全く永久に失ったもの
- 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

介護一時金について

■介護状態を保障する主契約・特約にご加入の場合

疾病または傷害を原因として、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が生じた場合は、介護一時金をお支払いいたします。

※「要介護認定の効力」とは介護保険法における効力のことをいい、要介護認定はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。

先進医療給付金について

先進医療を保障する特約(特則)にご加入の場合

疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因により、先進医療による療養を受けられた場合は、先進医療給付金をお支払いいたします。

※先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)をいいます。対象となる先進医療の種類とその取扱医療機関につきましては、厚生労働省ホームページにて、ご確認ください。

※先進医療給付金のお支払いは、支払額を通算して2,000万円をもって限度とします。限度に達した場合は、この特約(特則)は消滅します。

※一定の条件を満たす場合、先進医療の技術料相当額を医療機関に直接お支払いする「先進医療ダイレクト支払い」をご利用いただけます。詳しくはコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。

特定のご病気になられた場合について

特定のご病気を保障する主契約・特約にご加入の場合

特定のご病気になられ、約款所定の状態に該当した場合、

特定疾病保険金

特定疾病月払給付金

重度疾病保険金(給付金)

三大疾病保険金

など

をお支払いいたします。

●対象となる事由

ガン

急性心筋梗塞

脳卒中

重度の糖尿病

慢性腎不全

肝硬変

慢性膵炎

所定の移植術

保険種類・特約・特則をご確認ください。

●対象となる事由に該当した場合に
保険金・給付金をお支払いする保険種類・特約

■ 特定疾病保障定期保険

■ 特定疾病保障終身保険

■ 特定疾病保障特約

■ 特定疾病収入保障定期保険

■ 継続年金付三大疾病保障特約 など

■ 医療保険ドクターマニュ

■ 重度疾病保障特約

●対象となる事由に該当した場合に
保険料の払込みが不要となる保険種類・特約・特則

■ 医療保険ドクターマニュ

■ 三大疾病保険料払込免除特約※

■ 特定疾病保険料払込免除特約※

※ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のみが対象のご病気となります。詳細は約款をご参照ください。

※お支払事由・保険料の払込免除となる事由につきましては、あらかじめ約款で定めております。詳細は約款をご参照ください。

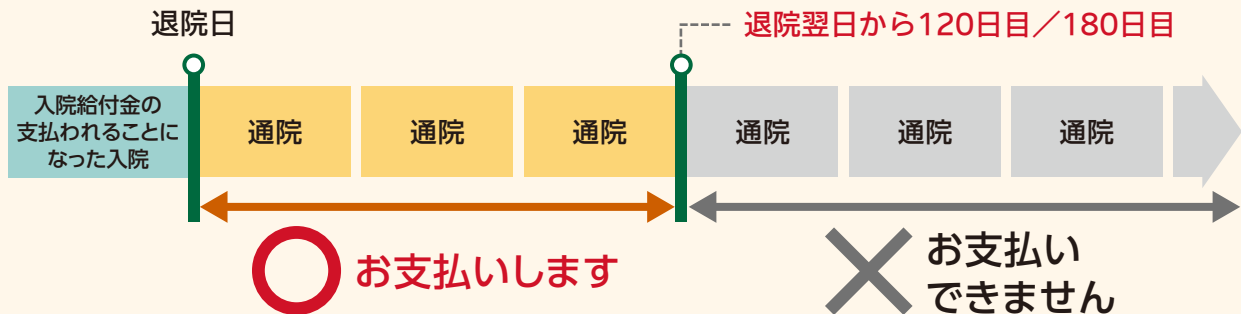
通院給付金について

通院を保障する特約にご加入の場合

通院給付金

入院給付金の支払われることになった傷病の治療を目的として通院をされた場合、通院給付金をお支払いいたします。

- 入院給付金の支払われることになった入院の退院日の翌日から数えて120日以内／180日以内(ご契約により対象となる期間が異なります)の通院がお支払い対象となります。

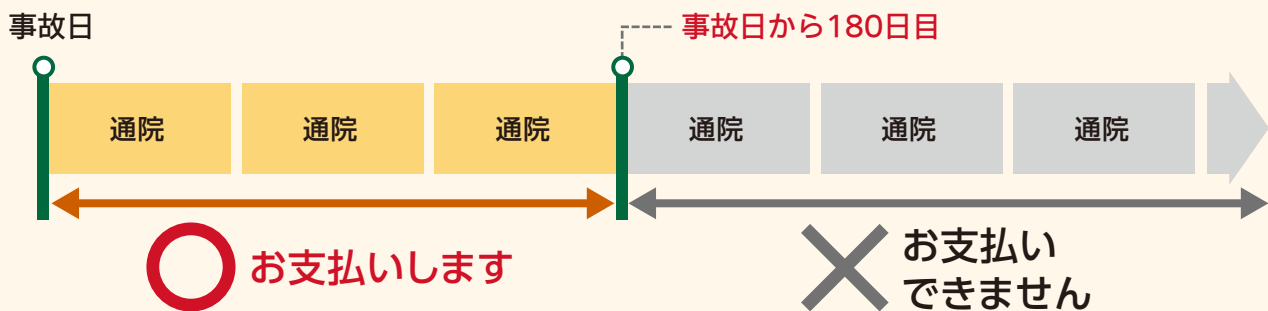


※1回の入院に対する通院についての支払限度日数は30日分です。複数回ご入院をされた場合は、入院の原因や、入院と入院の間の期間により、「1回の入院」とみなすことがあります。(詳細は10ページをご確認ください。)

災害通院給付金

不慮の事故によりけがをされ、その治療のために通院をされた場合は、災害通院給付金をお支払いいたします。

- 事故日から数えて180日以内の通院がお支払い対象となります。



※同一の不慮の事故による通院についての支払限度日数は90日分です。
※平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院は、お支払い対象となりません。

その他の通院給付金として、ガン通院給付金(ガン通院特約)があります。
お支払いの対象となる通院、期間、支払限度日数が特約により異なりますので、
詳細は約款をご参照ください。

マニュアル生命コールセンター

0120-063-730

受付時間

月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月31日～1月3日を除く。)

特定損傷給付金について

■ 特定損傷の治療を保障する特約にご加入の場合

不慮の事故により「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」をされ治療を受けた場合は特定損傷給付金をお支払いいたします。

※病的骨折、特発骨折、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼はお支払いの対象とはなりません。

※特定損傷給付金の支払限度は、通算して10回となります。

特定在宅治療支援給付金について

■ 在宅治療指導管理を保障する特約にご加入の場合

下記に該当する治療をされた場合は特定在宅治療支援給付金をお支払いいたします。

病院または診療所以外の場所において自己注射療法、人工透析療法および酸素療法の治療を行うために、以下の診療報酬点数の算定対象となる医師の指導管理を受けたとき

在宅自己注射指導管理料

在宅自己腹膜灌流指導管理料

在宅血液透析指導管理料

在宅酸素療法指導管理料

※支払事由に該当する日の属する月ごとに所定の給付金額をお支払いし、支払限度は通算して60回となります。

ガン緩和療養給付金について

■ ガン性疼痛緩和の療養を保障する特約にご加入の場合

ガンを直接の原因として入院または通院をし、所定のガン性疼痛緩和の療養を受けた場合はガン緩和療養給付金をお支払いいたします。

※ガン性疼痛緩和を目的とした疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること。
(その薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度の対象になること。)

※ガン性疼痛等の各種症状の緩和を目的とした、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院であること。(公的医療保険制度の対象となること。)

※支払事由に該当する日の属する月ごとに所定の給付金額をお支払いし、支払限度は通算して12回となります。

Q&A

- Q** 給付金の請求をします。被保険者(傷病者)は契約者ではありませんが、保険金・給付金等支払請求書の受取人は誰になりますか？
- A** 個人のご契約の場合、一般的に受取人は被保険者様(傷病者様)になりますが、法人契約の場合等は取扱いが異なります。詳しくは請求書類に同封の「保険金・給付金等支払請求書ご記入について」をご参照いただくか、コールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。
- Q** 被保険者(傷病者)は契約者ではありませんが、給付金の送金先を契約者の口座に指定することはできますか？
- A** 保険料振替口座であればご指定いただくことができます。
- Q** 被保険者(傷病者)は未成年です。送金先は親権者の口座を指定しなくてははいけませんか？
- A** 未成年者の被保険者様名義の口座もご指定いただくことができます。
- Q** 手をけがして字が書けません。請求書の記入はどうしたらいいのでしょうか？
- A** ご家族の方等が代筆者として受取人に代わって書類を記入捺印していただくことができます。詳しくは請求書類に同封の「保険金・給付金等支払請求書のご記入について」をご参照ください。
- Q** 給付金は病院書式の診断書でも請求できますか？
- A** 弊社が必要とする情報が記載された病院書式の診断書でもご請求いただくことができます。ただし、記載内容に不足がある場合は弊社所定の診断書のご提出をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- Q** 診断書は必ず原本の提出が必要ですか？
- A** コピーでもお取扱いができる場合があります。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。
- Q** 階段で転倒し入院しました。交通事故ではありませんが、事故告知書の提出は必要ですか？
- A** 交通事故以外でも不慮の事故に関わるご請求には事故告知書のご提出が必要です。事故状況についての詳細を事故告知書にご記入をお願いいたします。
- Q** 保険金や給付金を請求してから支払われるまでに、どれくらいの日数がかかるのですか？
- A** ご請求書類一式が弊社に到着し、書類に不備がない場合は通常5営業日以内に支払処理を行います。(支払処理から口座に着金するまで1~2日要します。)ただし、請求内容によっては弊社が委託した確認会社により事実確認を行う場合もあります。この場合には、ご請求書類到着後すみやかにお客様にご通知いたします。
- Q** 請求手続きの際に、改姓等の手続きをしていないことに気付いたのですが、どうすればよいでしょうか？
- A** ご請求手続きと同時に、改姓等のお手続きも必要となりますので、コールセンターまたは営業担当者までご連絡ください。
- Q** 被保険者が亡くなり死亡保険金の請求をします。医療費や葬儀費用などの支払いが至急必要になるため、早めに支払ってもらえませんか？
- A** 一定の要件を満たす場合は保険金支払いのお手続きを簡略化し、すみやかにお支払いすることが可能です。詳しくは営業担当者またはコールセンターまでお問い合わせください。

マニユライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

マニユライフ生命コールセンター **0120-063-730**

受付時間／月～金曜日 9時～17時 (祝日および12月31日～1月3日を除く。)
www.manulife.co.jp

●担当は